

米沢市立東部小学校 いじめ防止基本方針

1 はじめに

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、「いじめはどの学校・どの学級・どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という認識を共有し、児童の尊厳を保持することを目的に、家庭、地域住民、教育委員会、その他の機関及び関係者との連携のもと、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に全力で取り組むものとする。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

いじめの判断については、いじめられた生徒の立場にたち行う。たとえけんかやふざけあいであっても、当該生徒の感じる被害性に着目して該当するか否かを判断します。

また、好意で行った行為が相手に苦痛を感じさせてしまった場合も、いじめに該当するが、「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも考慮する。

(2) いじめの解消

いじめの解消は、少なくとも次の①、②の要件を満たすことが必要である。

① 「いじめの行為が止んでいること」

被害者に対して、心理的行為としても物理的な影響を与える行為としても、少なくとも3か月以上継続して発生していないこと。指導後にいじめの行為が止んだとしても、観察を続ける必要がある。

② 「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

本人や保護者と面談等により確認が必要である。

(3) いじめ防止等に対する理念

- 「いじめをしない、させない、放っておかない」学校をつくる。
- すべての児童が安全に安心して学校生活を送れる学校をつくる。

(4) 学校及び学校の教職員の責務

- 児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- いじめの問題への対応は、組織として適切かつ迅速に対処する。

(5) 児童の責務

- いじめを行わない。
- いじめを認識しながら放置しない。
- いじめは、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

3 いじめ対策組織の設置

「いじめ防止推進委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 構成員

校長、教頭、教務主任、各学年主任、教育相談担当とする。

(2) 役割

- ① 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認と評価、改善策の策定
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
- ③ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

事案への対応については、メンバー構成を検討追加し、迅速かつ効果的に対応します。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

4 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

＜未然防止のために児童に付けたい力＞

- ◇ 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ◇ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ◇ 児童が他者と円滑なコミュニケーションを図る能力（認める・調整する・折り合いをつける）
- ◇ ストレスに適切に対処できる力
- ◇ 自己有用感や自己肯定感

① 教職員による取組

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- 全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- 一人一人が活躍できる学年・学級経営と、一人一人を大切にしたい分りやすい授業づくり
- 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 児童による取組

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、読書活動・ボランティアなどの直接体験活動。
○学年ボランティア ○なかよし班活動 ○宿泊体験学習
○修学旅行 ○あいさつ運動 ○読書月間 など
- 役割をきちんと果たし、他者の役に立っていると感じとることのできる体験
- 児童会によるあいさつ運動や、ペットボトルキャップの回収等、児童自らが他人のことを考え、思いやりの心を持つことができるような活動

③ 家庭・地域との連携

- 「学校いじめ防止基本方針」について周知し理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- 学校、家庭、地域がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域と連携した対策を推進する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ① 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築などに努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
 - いじめアンケートやこころの相談(年2回)、アセスの実施などで短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声がけを実施することにより、個別の状況把握に努める。
- ② 相談窓口などの組織体制
- 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、児童及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
 - 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 地域や家庭との連携について
- より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(3) いじめに対する措置

- ① 初期対応から組織的対応へ
- (ア) 発見や通報を受けた教職員は、些細な兆候でも躊躇なく管理職に報告するとともに、必要に応じ「いじめ防止対策委員会」を開催し、事実の報告と今後の対応について協議する。
- (イ) 事実の確認は速やかに行い、関係児童から事情を聴取し、いじめの事実の有無の確認を行う。いじめと認知された場合は次の情報を収集し実態を把握する。
- 加害者と被害者の確認 ○ 時間と場所の確認 ○ 内容 ○ 時間・期間
 - 背景と要因
- (ウ) いじめの事実が確認された場合は次のような組織的な対応の内容について協議する。
- 指導体制・方針 ○ 当該児童に対する具体的な指導・支援等の対応
 - 集団への働きかけ ○ 家庭との連携のあり方
 - 今後の対応や取組についての検証方法
- (エ) 事実確認の結果は、教職員全体で共通理解するとともに、米沢市教育委員会に報告する。また、被害・加害生徒の保護者にも速やかに連絡する。
- (オ) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく米沢警察署と相談して対処する。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに米沢警察署に通報し適切に援助を求める。
- ② 被害児童への対応及びその保護者への支援
- (ア) 被害児童から事実関係の聴取を行う。その際、被害児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- (イ) 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実確認を伝える。被害児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を払拭する。
- (ウ) 被害児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、被害児童により添い支える体制をつくる。被害児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害児童を別室において指導する等、被害児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など部外専門家の協力を得る。

(エ) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、現状を適切に提供する。

③ 加害児童及びその保護者への対応

(ア) 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格形成に主眼を置いた指導を行う。

(イ) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など、外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(ウ) 加害児童への指導に当たっては、いじめは人を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう、一定の教育的配慮を絶やさない。

(エ) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して、懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、加害児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、出席停止制度の活用について米沢市教育委員会と協議する。

④ 集団へのはたらきかけ

(ア) いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つ大切さを理解させる。また、はやしたてなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(イ) いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。

⑤ ネット上のいじめへの対応

(ア) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局、地方法務局、米沢警察署の協力を求める。

(イ) 早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

(ウ) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話等のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、ホームページ等で積極的に理解を求めていく。

(4) 重大事態への対応

① 重大事態とは

(ア) いじめにより在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める
とき

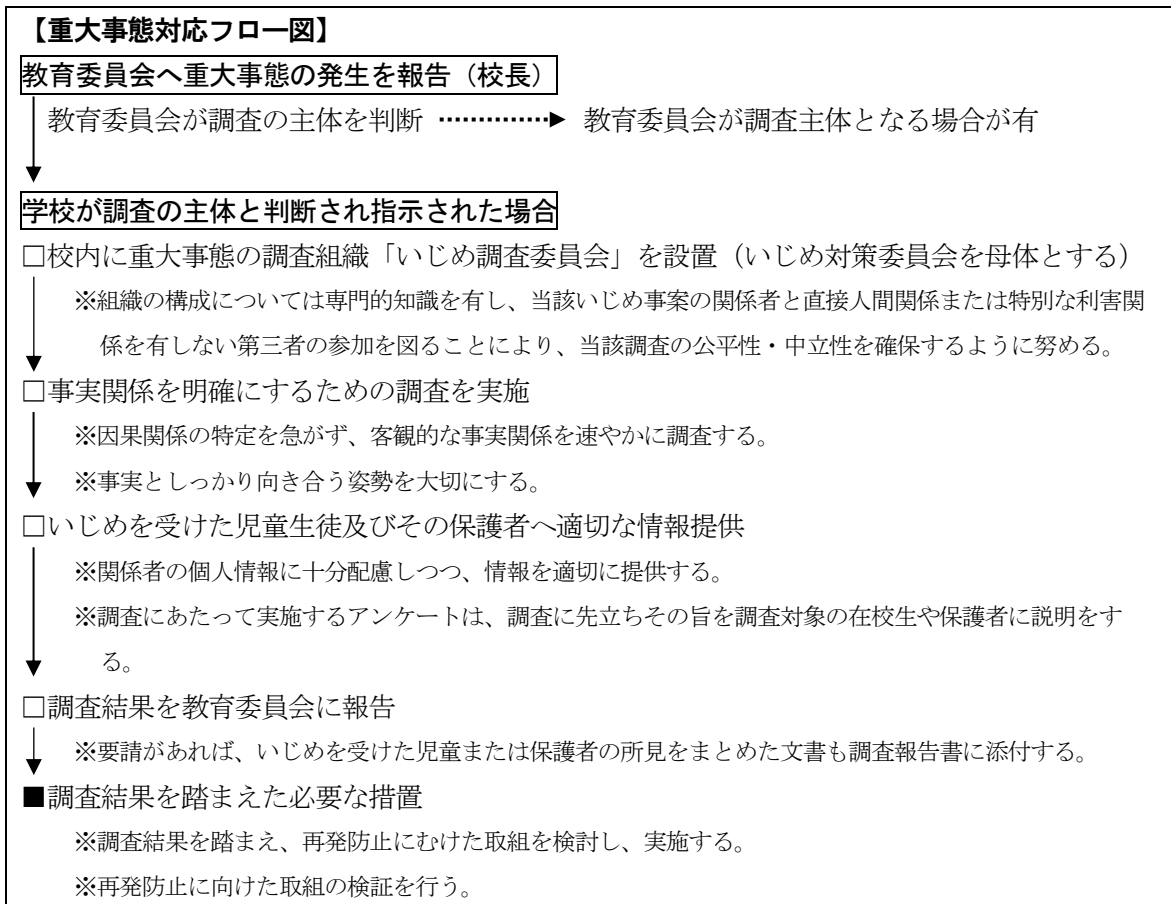
(イ) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席
することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 対処の方法

(ア) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づ
いて対応する。

(イ) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ調査委員会」を開催し、事案に応じて市
教育委員会の指導や適切な専門家を加えるなどして対応する。

(ウ) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。



5 学校の取組に対する検証・見直し

- 「いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、常に見直し、実効性のあ
る取組となるよう努める。

附則 この方針は、令和3年4月1日から適用する。